

高槻産第1414号

令和7年4月1日

不動産協会 御中

高槻市街にぎわい部

産業振興課長

令和7年度「高槻魅力あるお店（飲食店・小売店）応援プロジェクト」
第1次募集チラシ及び採択店舗紹介パンフレットの配架について（依頼）

平素は本市の産業振興施策にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、まちのにぎわいと話題づくりにつながる魅力的な店舗を支援するため、市内への新規出店者に対する補助制度「創業・個店支援事業」（通称：高槻魅力あるお店（飲食店・小売店）応援プロジェクト）の第1次募集を実施いたします。

事業の実施にあたり広く募集するため、募集チラシと採択店舗紹介パンフレットを作成いたしました。つきましては、窓口等に配架いただきたく存じます。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 配架期間：チラシ到着日から令和7年4月30日（水）まで
2. そ の 他：チラシ配架期間終了後は破棄をお願いします。

【問合せ先】

高槻市街にぎわい部産業振興課 福多、馬場

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2-1

TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

高槻“魅力あるお店”応援プロジェクト

飲食店・小売店の新規出店 最大 **150万円** 補助します！

店舗改装費用の
1/2以内

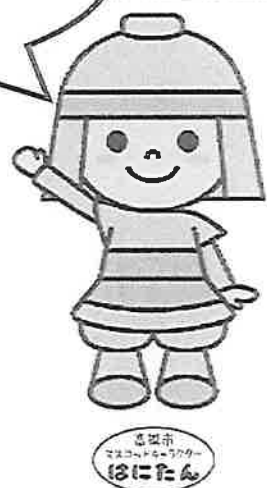
第1次募集期間

令和7年4月30日(水)17時締切

●出店する場所によって補助限度額が異なります。

※詳細はお問い合わせください

- ①都市拠点(高槻駅周辺・富田駅周辺):100万円
- ②関西将棋会館周辺(芥川町・南芥川町):150万円
- ③上記①②以外:50万円



●事業計画書の審査があります。

※特に「将棋のまち高槻」を盛り上げる
お店をお待ちしています

対象者



- ・飲食店・小売店を出店しようとする事業者。
(法人の場合、資本金5千万円以下及び従業員50人以下)
 - ・高槻市内で店舗を賃借・取得して新規出店される方。
 - ・事業に必要な許認可等の出店に関する法的要件を
満たしている方。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第
2条第1項各号に規定する事業を営む方でないこと。
- ※その他詳細な要件等はお問合せください。

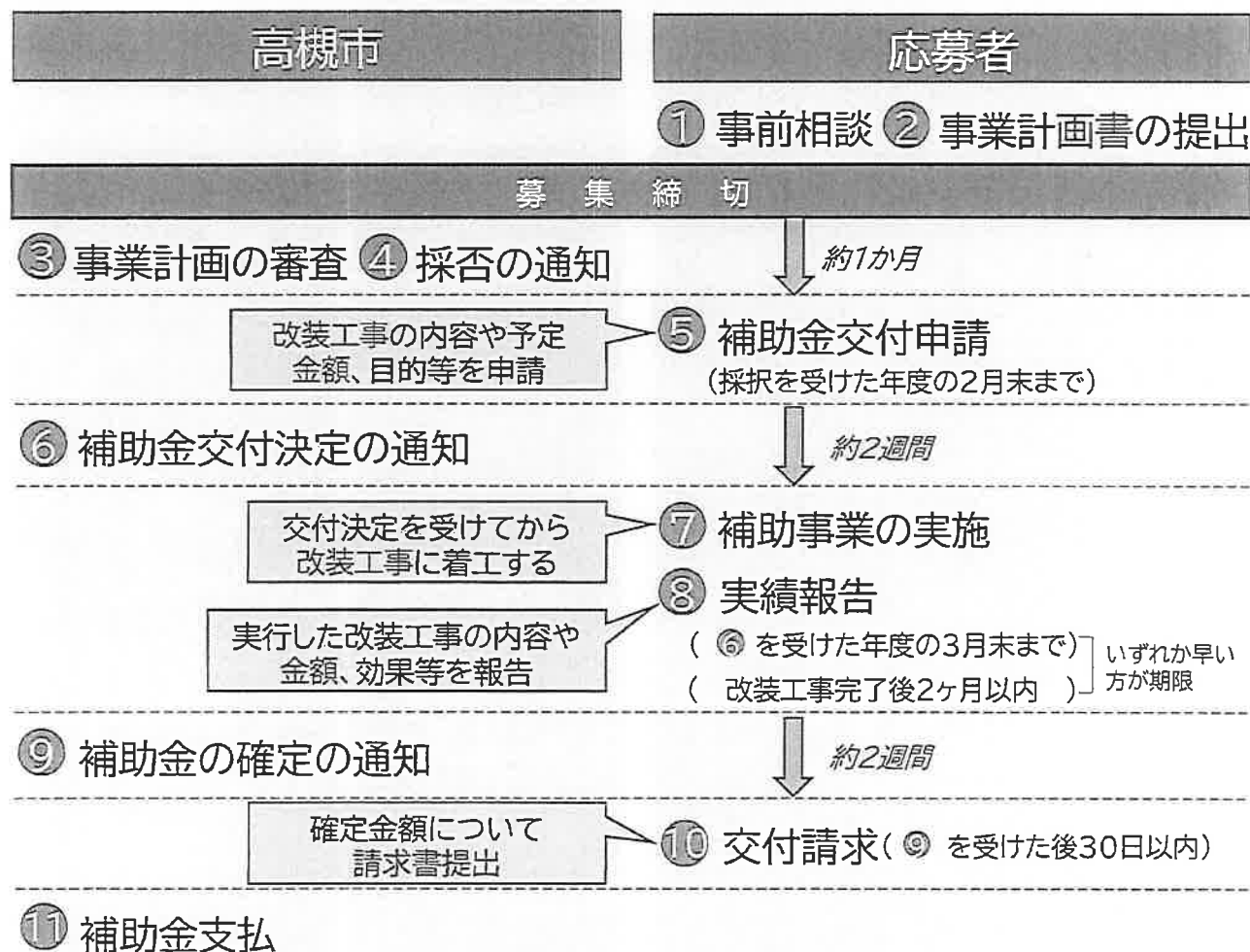
☞裏面へ(補助内容等)

【補助金の内容】



- (1) 補助対象となる経費は店舗改装費です。
- ・補助率は店舗改装費の2分の1以内です。
 - ・備品類等の費用や消費税は対象となりません。
 - ・既に工事に着手している場合は対象外です。
 - ・補助金の交付決定後に工事に着手し、年度末までに実績報告までの手続きを完了することが必要です。
- (2) 出店する場所によって補助限度額が異なります。
※詳しくはお問い合わせください。

* 補助金の支払までの流れ *



制度詳細／事業計画書
制度を利用したお店の紹介

お問合せ先
高槻市産業振興課
電話：072-674-7411